

第一次

玉城町食料農業農村計画

～ 「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて ～

2021年3月

玉城町

目 次

第1章 序論-----	1
1. 計画策定の趣旨-----	1
2. 計画の位置づけ-----	1
3. 計画の期間-----	1
第2章 地域の情勢と診断-----	1
1. 地域の情勢-----	1
2. 現在の食料農業農村の主な課題-----	13
第3章 計画に係る地域の将来像-----	13
1. 地域の将来の望ましい姿-----	13
2. 食料農業農村振興のテーマ-----	14
3. 食料農業農村振興の目標-----	14
第4章 食料農業農村振興に関する施策の展開-----	14
1. 施策の体系-----	14
2. 具体的な振興施策-----	15
3. 目標達成に向けての関係機関との連携強化-----	17
第5章 計画の進行管理-----	18

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨

玉城町の食料農業農村を取り巻く状況は、高齢化と後継者不足、農産物販売価格の低迷など、国内農業全般に共通する深刻な課題を抱えています。これに加えて農産物の輸入と貿易自由化に係る国際情勢は、近年、急速に変化しています。このような状況を踏まえ、玉城町の食料農業農村が直面している課題を強く認識し、町としての的確な振興策を早急に立案する必要があります。そこで玉城町としての地域特性を十分に踏まえた上で、食料農業農村の抱える課題解決と着実な活性化を実現する戦略として食料農業農村基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「玉城町総合計画」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」（2020年3月）、三重県の「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（2020年3月）や町の既存計画との整合性を図りつつ、本町が農業者をはじめとする町民、関係機関と連携して食料農業農村振興を推進していくための指針とします。

3. 計画の期間

この計画は、2021年度を初年度とし、2030年度を目標年とする10か年計画とし、食料農業農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね5年ごとに見直します

第2章 地域の情勢と診断

1. 地域の情勢

A. 人口

a. 人口・世帯数

2015年の国勢調査結果によると、本町の総人口は、2015年で15,431人であり、人口ビジョンでは今後、減少する推計となっております。それに対し、世帯数は増加しつつ、1世帯当たりの人員が3人以下となっております。

年次別世帯数・人口・1世帯当たりの人員の推移 単位：世帯、人

年次	世帯数	人口			1世帯 当たり人員
		総数	男	女	
1960	2,039	10,786	5,078	5,708	5.28
1965	2,139	10,524	5,014	5,510	4.92
1970	2,293	10,495	4,912	5,583	4.57
1975	2,563	11,004	5,182	5,822	4.29
1980	2,869	11,643	5,605	6,038	4.06
1985	3,033	12,141	5,866	6,275	4.00
1990	3,195	12,348	5,948	6,400	3.86
1995	3,626	13,313	6,463	6,850	3.65
2000	4,182	14,284	6,936	7,348	3.38
2005	4,620	14,888	7,121	7,767	3.16
2010	5,064	15,297	7,347	7,950	2.95
2015	5,260	15,431	7,406	8,025	2.87

資料：国勢調査

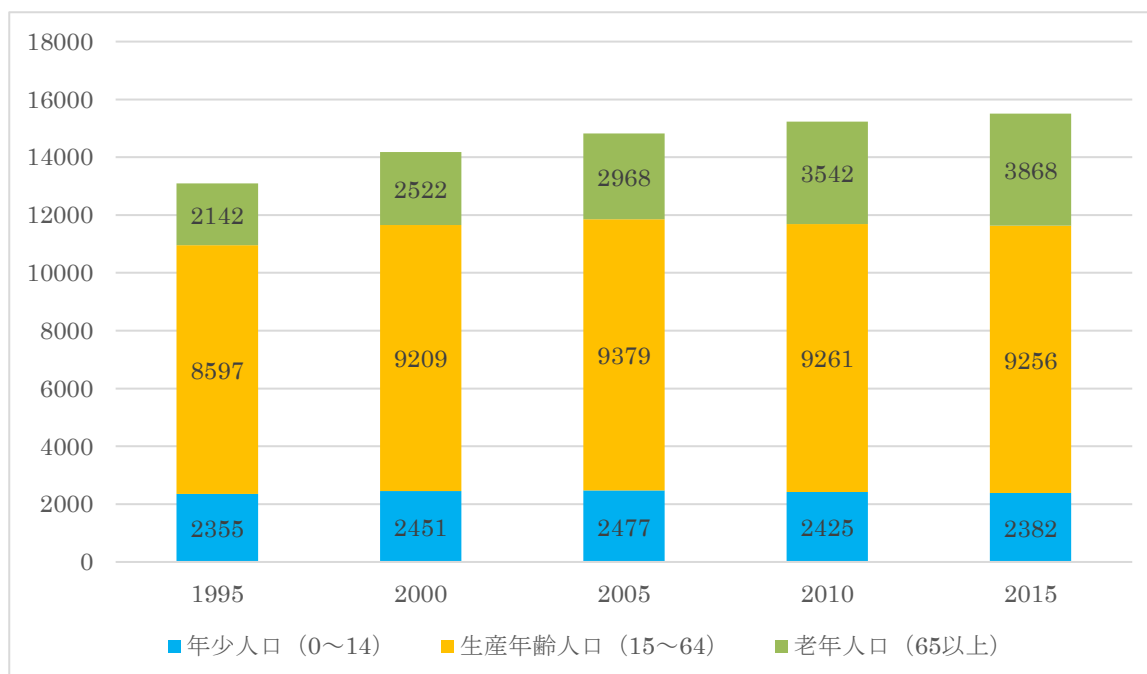
※世帯数は不詳を含む総世帯数

※「1世帯当たり人員」は、人口の総数を世帯数で割った数

B. 年齢3区分構成比

老年人口は過去20年で1,726人増加しており、年少人口と生産年齢人口は、2005年以降徐々に減少し、少子高齢化が進んでいることがわかります。

年齢3区分別人口



資料：国勢調査

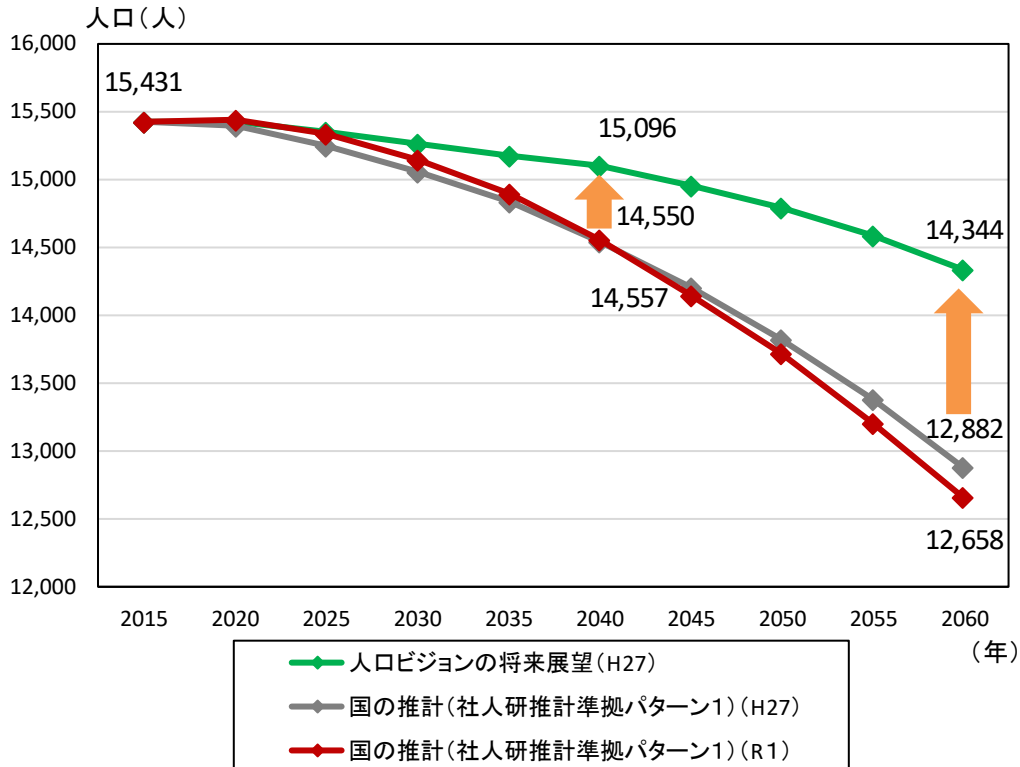
※年齢不詳があるため合計は、人口総数と相違する。

C. 今後の見通しと将来展望

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠すると、総人口は2015年の15,431人から、2060年には12,882人となることが推計されています。

このことから、玉城町人口ビジョンにおいて、今後、さまざまな取り組みが実現した場合に14,344人が確保されると展望しています。

人口の将来展望



将来展望の推計条件	
合計特殊出生率	人口移動率
2030年に1.8、2040年に2.07まで上昇させ、その後一定	2040年に5年間で100~150人規模の転入超過にし、その後ほぼ一定

D. 土地利用

a. 農地と林野

本町の総面積は4,091haであり、県全体の0.7%を占めています。町域の中で田や畑の耕地が占める割合は34%で、同様に10%である県と比較して高くなっています。

農地は、かんがい施設整備、農道整備、^{たんすい}湛水防除事業への取り組みなど、生産基盤整備の推進により、おおむねのほ場整備が実施済みです。また、林野の占める割合は総面積に対し31%で、県のそれと比較すると30%程低くなっています。

土地利用状況 単位：ha

区 分	耕地			林野	その他	総面積	
	田	畑	小計				
玉城町	2011	1,200	221	1,421	1,289	1,384	4,094
	2019	1,190	199	1,389	1,266	1,436	4,091
	構成比 (%)	29	5	34	31	35	100
三重県	2011	46,100	15,200	61,300	374,761	141,259	577,320
	2019	44,400	14,000	58,400	371,523	147,518	577,441
	構成比 (%)	8	2	10	64	26	100

資料：第66次東海農林水産統計（2019年7月時点）

※「その他」は総面積から耕地、林野面積を差し引いた面積。

※農林水産統計の耕地面積：3桁以下（四捨五入せず）、4桁（下から1桁を四捨五入）、5、6桁（下から2桁を四捨五入）

※数値は四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

※林野面積は2015年農林業センサスのデータを引用

b. 農業振興地域

農業振興地域面積は2,700haで、農業振興地域の中に占める農用地面積は1,522haで56%となっています。

また、農業振興地域内における農用地区域の面積は1,210haで、農用地区域設定率は44%となっています。

農業振興地域の現況地目別面積 単位：ha

区 分	地目等	総面積	農 用 地					採草 放牧 地	計	混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧林地 以外の 山林原野	そ の 他
			農 地				計						
			田	畑	樹園地	計							
	農用地区域内用途区分	1,210					1,200	—	1,200	—	10		
現 況	農業振興地域	2,700	1,190	252	79	1,522	—	1,522	—	14	122	1,040	
	農用地区域	1,210	1,018	95	78	1,193	—	1,193	—	10	7	—	
	農振白地地域	1,489	171	157	1	329	—	329	—	4	115	1040	

資料：玉城町（2019年12月末日時点）

c. 地域別土地利用

ア. 田丸地区

町の中央部から西部に位置し、一部では施設栽培（イチゴ）が行われているが、稲作が中心の水田地帯である、一部では農事組合法人による麦の団地化が定着しています。

イ. 有田地区

町の北部に位置し、湿田が広がる水田地帯となっています。水田については、用水のパイ

プライン化事業も終了しています。

ウ. 外城田地区

町の西部に位置し、水田地帯では、稲作と水田活用の麦の栽培が行われています。また、原、蚊野地区を中心に、町の主要品目である次郎柿が広く栽培されています。

エ. 下外城田地区

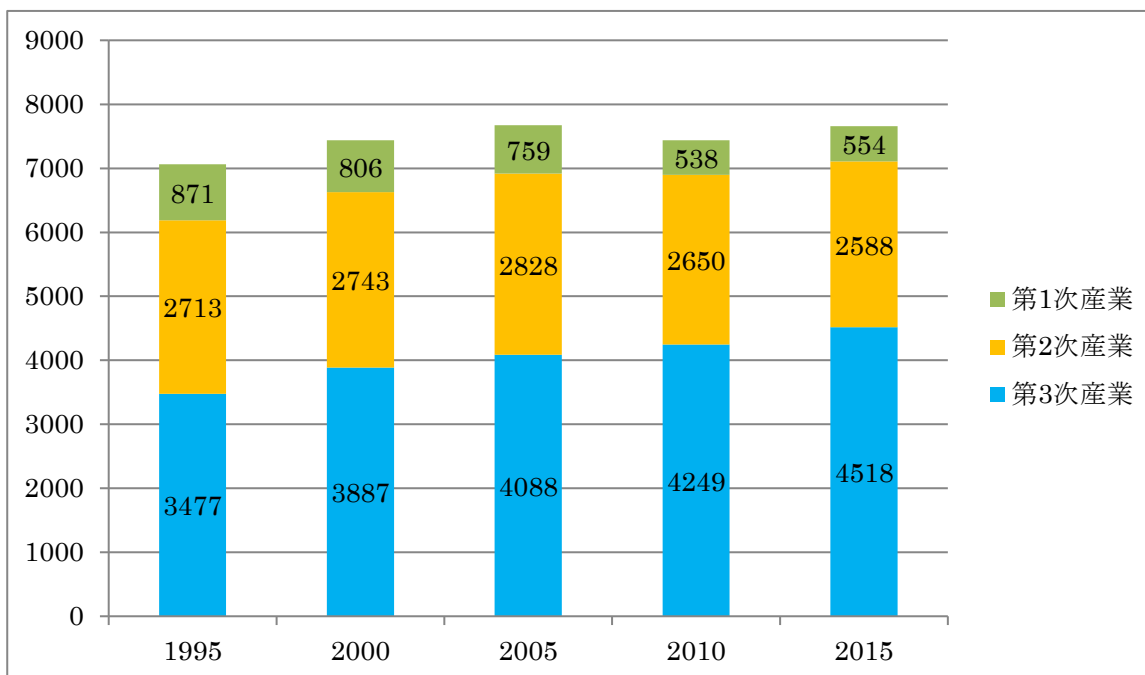
町の東部に位置し、土壌が畑作に適した黒ぼく土壌が広がり、稲作と複合経営で施設栽培（イチゴ、菊、花・野菜苗等）や露地野菜（さつまいも、キャベツ、かぼちゃ等）が広く栽培されています。また、町の重要な産業である「しめ縄」は、この地区を中心に生産されています。

E. 産業

a. 産業別就業人口

本町全体の就業者数は、1995年から2015年までに約599人増加しています。産業別人口にみると、第1次産業で▲317人、第2次産業で▲125人、第3次産業で+1041人となっています。第3次産業の割合は年々上昇している。

産業別就業者数 単位：人



資料：国勢調査

b. 産業別生産額

産業別生産額の特徴としては、県では第3次産業の割合が高く、続けて第2次産業、第1次産業の順であるが、町では、第2次産業の割合が高く、続けて第3次産業、第1次産業の順となっている。第1次産業は、県でも町でも、全体の1～2%程である。

産業別生産額の推移

区分	年度	産業別生産額（百万円）				構成比		
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
玉城町	2007	1,531	60,894	17,165	79,590	1.9%	76.8%	21.7%
	2012	1,534	62,298	16,980	80,812	1.9%	76.9%	21%
	2017	1,497	56,578	17,573	75,648	2%	75%	23.3%
三重県	2007	88,308	3,835,465	4,627,579	8,551,352	1.1%	45%	54.3%
	2012	84,992	3,027,589	4,457,314	7,569,895	1.1%	39.9%	58.7%
	2017	90,317	3,555,649	4,606,197	8,252,163	1.1%	43.2%	56%

資料：三重県の市町民経済計算

※構成比は産業別生産額の合計を100とした場合の構成比

c. 農業

ア. 農家及び農業就業者

総農家数は2015年で637戸と10年前の2005年より186戸減っています。そのうち専業農家は111戸で2005年と比べ14戸増え、増加傾向がみられます。兼業農家については、農業所得を主とする第一種兼業農家は2005年と比較して88戸減り、第二種兼業農家も同様に比較すると107戸減っており、三重県全体と同じ減少傾向になっています。

農業従事者は、2005年から2015年までの10年間で2,093人から1,402人と691人減っています。また農業就業人口も2005年から2015年までの10年間で1,158人から720人と438人減っています。

農家数の推移 単位：戸

区分	年次	総農家数			販売農家			
			販売農家	自給的農家	専業農家	兼業農家		
						第一種兼業	第二種兼業	
玉城町	2005	823	685	138	97	588	115	473
	2010	752	607	145	115	492	95	397
	2015	637	504	133	111	393	27	366
三重県	2005	59,697	39,851	19,846	6,322	33,529	3,698	29,831
	2010	52,355	32,965	19,390	6,964	26,001	2,548	23,453
	2015	42,921	25,696	17,225	6,633	19,063	2,242	16,821

資料：農林業センサス

※販売農家は経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう

販売農家の男女別農業従事者数・農業就業人口数 単位：人

区分 年次	農業従事者数			農業就業人口		
	総数	男	女	総数	男	女
2005	2,093	1,077	1,016	1,158	502	656
2010	1,766	933	833	883	424	459
2015	1,402	757	645	720	357	363

資料：農業センサス

※農業従事者は15歳以上の（農家）世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者である

※農業就業人口は自営農業のみに従事した者、または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

イ. 農業生産

稲は、町内において農業生産上極めて重要な位置にあります。経営体数・作付面積とも年々減少しています。生産調整の重点作物として、担い手による麦・大豆の集団栽培を実施しているため、麦の経営体数や大豆の作付面積が増となっています。ただ、収益性や労働生産性から水稻に代わる基幹作物になるためには多くの課題があります。イモ類など他の作物については、稲同様年々減少しています。

2005・2015年の主要農作物の作付面積と経営体数

区 分	経営体数		作付面積 (ha)	
	2005	2015	2005	2015
稲	621	464	791	765
麦	49	52	X	X
イモ類	57	17	1	1
豆類	43	21	4	25
野菜類	185	145	X	X
果樹	152	134	X	X
花き類	28	22	9	4

資料：農林業センサス

※農林業センサスに掲載されている農作物のうち、経営体数が20以上の農作物

※「x」：個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

ウ. 農業経営

玉城町内の農業産出額を見ると、2008年～2018年まで米が最も多く、2014年からは野菜が約1.5倍伸びています。

農業産出額の推移 単位：千万円

年次	農業産出額														
	耕 種										畜 産				加工農産物
	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	類種 苗・苗木	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	
2008	103	2	1	1	2	39	17	17	4	0	21	X	113	X	0
2014	101	1	0	0	2	58	16	9	0	2	34	20	78	1	-
2018	101	1	0	0	2	58	16	9	0	2	34	20	78	1	-

資料：2008生産農業所得統計より推計三重県、2014・2018都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて按分した市町村別の農業産出額（推計）平成26年から作成開始農林水産統計

エ. 農業基盤

ほ場整備はほぼ完了していますが、施設の老朽化が見受けられる地区もあり数々の問題をかかえています。農道整備は、ほ場整備と併せて施工しており、おおむね幅員4m以上の幹線農道が整備されています。

用水事業は、宮川用水受益地区が大半であり、その他の地区は河川、ため池、地下水等から取水し、かんがい利用していますが、水路や施設等の老朽化により年々維持管理費が増大しています。

また、宮川用水事業のかんがい用水は、営農形態の変化等により用水の使用量に影響を及ぼしています。

さらに、既存用水施設は老朽化、機能障害が進行し、安定取水、安定通水の阻害要因となっています。そのため、国営宮川用水第二期農業水利事業の施工完了後は、県営事業等の関連事業を実施し、末端設備等の整備を進めています。

また、ため池の耐震対策も進めています。

オ. 遊休農地

2011年度当時の農業振興地域内の農用地区域内における遊休農地面積は約13.9haであり、2年後の2013年度には1.7haに減少しました。これは、遊休農地と耕作放棄地の区別をはっきりさせ調査をしたことによるものです。そこからの6年間では若干の増減はあるものの横ばい状態で、2018年度には1.9haとなっています。

遊休農地は、後継者不足、相続による土地持ち非農家の増加及び農産物の価格低迷による販売金額の減少等の要因により発生しています。

また、遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生など近隣農地への悪影響を及ぼし、担い手への農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こします。

農用地・遊休農地面積の推移

年度	農用地区域内の 遊休農地 (ha)	農用地 (ha)	割合 (%)
2011	13.9	1194	1.2
2012	13.9	1193.9	1.2
2013	1.7	1193.9	0.1
2014	1	1192.6	0.1
2015	3.6	1193.6	0.3
2016	4.4	1193.6	0.4
2017	2.9	1193.3	0.2
2018	2.5	1193.3	0.2
2019	1.9	1193.1	0.2

資料：玉城町

カ. 鳥獣被害

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農産物被害が発生しており、近年では市街地に出没するため日常生活までも脅かされている状況であり、深刻な問題となっています。玉城町鳥獣被害防止計画に基づき、個体数の調整、被害防除、生息環境調査など被害防止対策を総合的に実施し、農産物の被害軽減を図っています。

直近3カ年の捕獲計画と実績 単位：頭

年度	区 分	対象鳥獣									
		ニホンジカ		イノシシ		ニホンザル		アライグマ		合計	
		有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟
2017	計画	15	—	60	—	2	—	25	—	102	—
	実績	0	9	1	28	1	—	0	—	2	37
	有害捕獲達成率	0%	—	1.7%	—	50%	—	0%	—	2%	—
2018	計画	15	—	60	—	2	—	25	—	102	—
	実績	4	13	0	55	0	—	2	—	6	68
	有害捕獲達成率	26.7%	—	0%	—	0%	—	8%	—	5.9%	—
2019	計画	15	—	60	—	2	—	25	—	102	—
	実績	5	24	14	19	0	—	9	—	28	43
	有害捕獲達成率	33.3%	—	23.3%	—	0%	—	36%	—	27.5%	—

2020～2022年度の対象鳥獣の捕獲計画 単位：頭

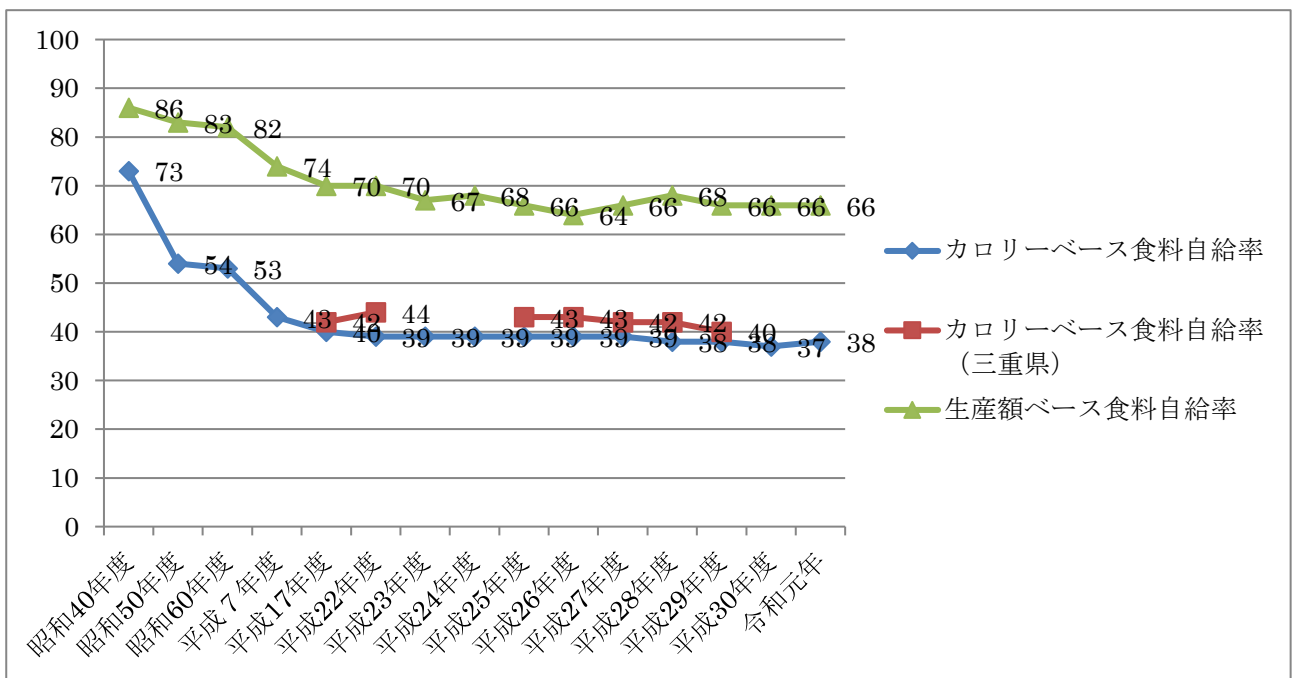
年度	対象鳥獣			
	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	アライグマ
2020	10	30	2	10
2021	13	35	2	13
2022	15	40	2	15

キ. 日本の食料自給率

食料自給率とは、日本の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標です。その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。

日本の食料自給率は、自給率の高い米の消費が減少し、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費量が増えてきたことから、長期的に低下傾向で推移してきましたが、カロリーベースでは近年横ばい傾向で推移しています。

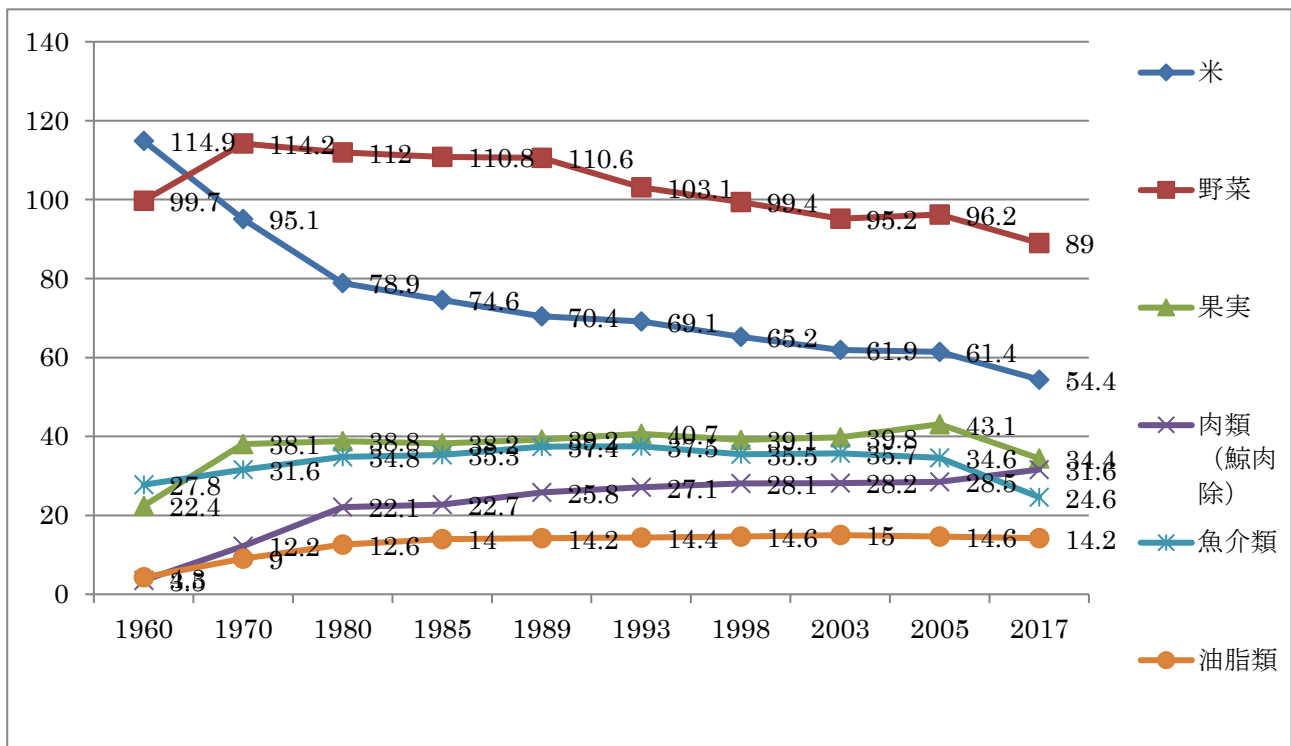
昭和40年度以降の食料自給率の推移



資料：農林水産省「総合食料自給率」

日本の食料消費は、高度経済成長期以降の国民所得の伸び等を背景に、量的な拡大とともに食生活の多様化が進展し、消費品目も大きく変化してきた。2017年度の国民1人当たりの品目別消費量は、57年前の1960年度と比べ、肉類は9倍、油脂類は3倍に増加しているのに対し、米は大きく減少している。

国民1人1年当たりの品目別消費量の推移 単位：kg



資料：農林水産省「総合食料自給率」

F. 地域資源の掘り起し

a. 農産物

ア. 米

ほぼ全ての地区で水田が広がっており、主食用米にかたよらず加工用米、飼料用米、業務用米等の取り組みが行われています。

イ. 麦

担い手の生産調整及び作期分散重点作物として、外城田・下外城田地区等で栽培されています。産地拡大を目指し、高品質化を進める技術導入を推進し、連作障害等の課題解決に向けた取り組みが行われています。

ウ. 大豆

主に、外城田地区において、担い手による麦作裏栽培として栽培されています。

エ. イチゴ

「三重イチゴ」として主に県内市場へ出荷しており、市場から高い評価を受けています。三重で育成開発された、上品な香りが特徴の「かおり野」と、酸味が少なく甘い「章姫」を中心に栽培しています。

オ. 次郎柿

外城田地区を中心に約25ha栽培されており、県内、中京方面に出荷しています。品質、収量の向上と生産安定を推進しており、町内の生産高では上位を占めている品目です。

カ. ぶどう

外城田地区を中心にデラウエア、巨峰を中心に栽培され、糖度も高く県内市場（お盆前）及び消費者から高い評価を頂いています。

キ. 梨

下外城田地区で幸水を中心に栽培され、8月中旬から主に町内産直施設や直接販売を行っています。

ク. キャベツ

外城田、下外城田地区中心に栽培されており、地域振興作物として定着し、近年は担い手の農閑期所得確保の品目とし、加工用キャベツの栽培面積拡大に取り組んでいます。

ケ. かぼちゃ

外城田、下外城田地区中心に栽培されており、県内や大阪方面に出荷しています。町内で栽培されるかぼちゃは、夏の代表的な野菜として親しまれています。

コ. ブロッコリー

水田有効活用品目とし、近年下外城田地区中心に、担い手の農閑期所得確保品目として、栽培面積拡大に取り組んでいます。

サ. 青ねぎ

新規就農者の取り組み品目として、下外城田地区で周年栽培されており、主に大阪市場へ出荷販売されています。

G. 生活環境整備

住民の生活水準が高度化する中で、生活環境をとりまく情勢は大きく変化してきました。核家族化の進行、農業の近代化、生活様式の都市化などが顕著にあらわれ、生産の場と生活の場が区分され、農村部においても都市化が進み、日常生活に不安や不便を感じない居住環境が求められています。

H. 社会組織

農村における基礎的な社会組織には、自治会などがありますが、当町においても、農業者の高齢化と減少及び混住化が進み、農業者と非農家住民との関係が希薄化していくことが考えられます。このような自治会では、農村コミュニティ活動への住民の参加が減少し、農地や農業用水路などの地域資源を保全する活動の継続が困難になりつつあると考えます。特に、排水路の清掃などの、従来から行ってきた労働奉仕の形態（出合い等）の衰退が心配です。

a. 生産関連組織

ア. 伊勢農業協同組合（JA伊勢）

関連機関としてJA伊勢があり、伊勢市を中心に鳥羽市・志摩市・尾鷲市・熊野市・玉城町・度会町・南伊勢町・大紀町・紀北町・御浜町・紀宝町の5市7町にまたがる組織となっています。JA伊勢では、それぞれ地域の営農指導、農産物の共同集出荷、農業機械、資材の販売や金融、共済関係事業を行っており、さらに各作物生産部会等の活動支援を行っています。

b. 土地改良組織

土地改良区は、「土地改良法」により、一定の地区内で土地改良事業を行うことを目的として設立される法人ですが、本町の土地改良組織としては玉城町ほか4市町を受益に含み、国、県等の用水路を管理する宮川用水土地改良区と、玉城町と伊勢市を受益に含む宮川左岸土地改良区その他、4の土地改良区があり、土地改良施設の管理を行い、農業生産活動を支えています。

2. 現在の食料農業農村の主な課題

「1. 地域の情勢」より下記の3つの課題が見えてきます。玉城町において、農業が成立しなくなる前に、どうすればこの状況を打破できるのかを考え、農業の可能性を周知し、課題を解決していく必要があります。

A課題の1つ目は「農業従事者の減少」そして「高齢化」です。

B課題の2つ目は「耕地面積の減少」です。

C課題の3つ目は「食料自給率の低下」です。

第3章 計画に係る地域の将来像

1. 地域の将来の望ましい姿

玉城町は、三重県のほぼ中央部に位置し、東西8.3km、南北7.7km、総面積40.91km²を有し、東は一連の畑地帯を経て伊勢市に隣接し、西は標高40m内外の丘陵地と平坦な水田地帯で多気町に隣接します。南は標高100~300mの国東山系を隔てて度会町に、北は水田地帯を経て明和町に至ります。地形はおおむね平坦で豊かな田園を丘陵地で包んでいる自然環境に恵まれたまちとなっています。

地質は、本町の南部を東西方向に走る中央構造線の関係から片状花崗岩及び秩父古生層の両者の土砂の堆積した土壌で有機質に富み、農作物の育成に適しています。

気候は、年間平均気温15.8度で比較的温暖であり、農作物の栽培に適し、快適で暮らしやすい地域となっています。

玉城の農業は、高齢化や後継者不足により農業従事者数が減少するとともに、農家数や耕地面積は、住宅開発などに伴う農地の転用により年々減少しています。

本計画における地域の将来像は、持続可能なもうかる農業の実現に向け、「雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら、地域農業が継続・発展していく姿」を新たに設定し、大規模な法人経営体のみならず、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの継続・発展を図っていくため、農業の収益力を高める「産業政策」と、地域の農地を保全し多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として、施策を展開していくことを目指します。

「雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら、地域農業が継続・発展していく姿」

2. 食料農業農村振興のテーマ

本町の農業の将来像の実現に向けて、生産現場の主役は人であり、農業を支える担い手が、町民や消費者に喜ばれ、また自慢できる、地域に根ざした特色のある農産物をつくり、そうした持続可能な生産活動を地域ぐるみで支えることが必要です。

このことから、次のとおり食料農業農村振興の基本的なテーマを設定します。

～ 「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて ～

3. 食料農業農村振興の目標

食料農業農村振興のテーマをふまえ、「新鮮で安全・安心な食づくり」「豊かな地域資源を活かし農業の未来を切り開く」及び「ずっと住みたくなる魅力と活力に満ちた農村づくり」を視点を据え、次のとおり目標を設定します。

第4章 基本方針に基づく施策の展開

1. 施策の体系

本町の特性や現状及び課題などを踏まえて、玉城町食料・農業・農村の将来像を実現するため、3つのテーマ別に施策を設定しました。

	玉城町の農業		
テーマ	食料について	農業について	農村について
基本方針	新鮮で安全・安心な食づくり	豊かな地域資源を活かし農業の未来を切り拓く	ずっと住みたくなる魅力と活力に満ちた農村づくり
施策1	安全・安心な農産物の安定的生産の推進	経営感覚に優れた多様な担い手の育成と確保	ほ場、農業用排水路の維持・整備生産の推進
施策2	食料自給率向上の取り組み	消費者ニーズに呼応する、多様な農産物の生産による農業の振興	優良農地の確保及び集積
施策3	農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組み	生産性及び収益性の高い農業の確立	農村生活環境の整備の促進
施策4		農業分野でのデジタルトランスフォーメーション(DX)の必要性	農村文化の継承
施策5			農業×環境・技術×SDGS

2. 具体的な振興施策

本町の食料農業農村振興のテーマである「「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて」の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、次のとおり施策を展開していきます。

基本方針1：食料について

【新鮮で安全・安心な食づくり】

1. 安全・安心な農産物の安定的生産の推進

安全・安心な農産物を目指し、農薬の適正使用などコンプライアンス（法令遵守）意識の向上を啓発し、消費者や取引先に農産物が適切な生産方式で生産されたことを伝えることで安心を届ける生産履歴記帳について、関係機関・団体と連携のもと、普及・啓発に努めます

2. 食料自給率向上の取り組み

ライフスタイルの変化等により、町民が普段の食生活を通じて農業・農村を意識する機会が減少しつつあることから、できるだけ多くの町民が、食料・農業・農村の持つ役割や食料自給率向上の意義を理解する機会を持ち、自らの課題として将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要である。このため、食育や国産農産物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承、食品ロスの削減をはじめとする環境問題への対応等の施策を個々の町民が日常生活で取り組みやすいよう推進に取り組む。また、農業体験等の取組を通じ、町民が農業・農村を知り、触れる機会を拡大していく。

3. 農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組み

農業者と食料品製造・加工業をはじめとする他産業との連携により、農業者が農産物の素材供給にとどまらず、食品加工、流通・販売等にも主体的・総合的に関わり、町の特色ある様々な農産物の新たな付加価値の創出や農業者の所得向上、地域の活性化に向けた取組みを積極的に支援します。また、町内農産物の高付加価値化や販路拡大を図るため、農産物のブランド化、農業者と食品加工・観光企業等とのマッチング機会の創出や指導・助言の強化を図るとともに、町内農産物を活用した6次産業化及びその推進主体となる地域商社の設立を目指していきます。

【指標】農産物を購入する際に玉城町産であることを意識していますか。

現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
37%	50%

基本方針2：農業について

【豊かな地域資源を活かし、農業の未来を切り拓く】

1. 経営感覚に優れた多様な担い手の育成と確保

玉城町農業の中心を担う担い手農家を対象に、関係団体等と連携を図りながら、青年農業者・女性農業者のネットワーク構築、他産業従事者との交流などを実施し、農業経済のグローバル化や農業技術の高度化等を的確に把握できる、広い視野と経営感覚を有する意欲ある専業農家だけでなく兼業農家等を育成・支援します。また、認定農業者には、今後も継続し

て、農業経営基盤強化資金や農業近代化資金など低利な制度資金や補助事業の活用等の支援により、農業経営の基盤強化を図るとともに、認定農業者へのフォローアップ活動として、関係機関・団体等と連携し、認定農業者の農業経営改善計画の達成状況の把握及び必要な指導並びに再認定を推進します。

2. 消費者ニーズに呼応する、多様な農産物の生産による農業の振興

基幹作物である水稲のほか、特に水田における大豆・麦、野菜・果樹などの高収益作物等、多様な農産物により消費者ニーズひいては需要に応じた作物生産を促進します。

3. 生産性及び収益性の高い農業の確立

研修会や先進地視察などを通じて、話し合いによる合意形成を図りながら、地域の実情や方針にあった多様な形態の農業を支援します。認定農業者に対しては、経営改善のための研修会や情報提供を行うとともに、農地の利用権設定及び農作業受託による経営規模拡大、機械・施設の整備、品種改善による高収益化、新規作目による経営の効率化と安定した経営展開が行われるよう支援します。

4. 農業分野でのデジタルトランスフォーメーション（DX）の必要性

農業従事者の高齢化や労働力不足等の課題に対応しながら、農業の成長産業化を進めるのに必要な、発展著しいデジタル技術（ロボット・AI・IoTなど）の活用を強力に進め、データ駆動型の農業経営を実現し、消費者ニーズに的確に応えるために価値を提供していくことが不可欠。その際、従来の営農体系に単にデジタル技術を導入するのではなく（デジタル化）、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実現することが重要。

【指標】認定農業者数

現状値 令和1年度	目標値 令和7年度
51名	53名

【指標】人・農地プラン事業組織化

現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
780.9ha	904.9ha

基本方針3：農村について

【ず〜っと住みたくなる魅力と活力に満ちた農村づくり】

1. ほ場、農業用排水路の維持・整備

生産コストの低減、担い手の育成及び農地利用集積の進展を促進するため、農業者、県及び土地改良区と連携を図り、地域の実情・立地条件に応じた農業生産基盤整備（区画の拡大・大型化、農業用排水路、農業用水利施設等）について、自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺環境との調和を図りながら推進します。

2. 優良農地の確保及び集積

良好な営農環境の維持と安全な食料の安定的確保のため、関係機関・団体等と連携しながら、「玉城町農業振興地域整備計画」に基づき、土地の有効利用と農業の健全な発展を目的とする農業振興地域制度の適正な運用を図り、優良農地を確保します。また、地理的条件等を十分配慮し、利用権設定等促進事業等を活用し、農地の流動化により、担い手や認定農業者等への農地集積を図り、効率的な農地の活用を推進します。

3. 農村生活環境の整備の促進

農業の多面的機能のひとつとして、「良好な田園景観の形成機能」があります。これは、農業生産を通して美しい景色・景観が維持され、地域住民やそこを訪れる人々に対して心を和ませる働きを持つものです。この機能を維持・発展させ、豊かな景観を維持していくためには、地域農業の大切さを知る町民の後押しが必要になります。このため、農業者と消費者との交流を一層進めるとともに、集落住民が一体となった共同活動（多面的活動組織事業等）等を通じて、町民に対する農業・農村が持つ多面的機能の理解度向上を進めます。また、水田における「たんぼダム」など、農地の持つかん養作用の発揮にも努めます。

4. 農村文化の継承

古くから地域コミュニティに支えられてきた貴重な歴史伝統文化を見直し、将来に残すべき豊かな地域資源として農業に由来する祭り・行事等の継承活動を支援します。

5. 農業×環境・技術×SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）については、政府全体において「SDGs アクションプラン2019」が策定されており、我が国の国家戦略の軸に捉えられています。農村には、環境・経営の面で持続的な発展を可能とする再生可能エネルギーのポテンシャルやバイオマス、在来作物など様々な資源が存在します。加えて、農業者の中には、気候変動の緩和や生物多様性の保全等の取組を日々の活動に組み込み、長年実践している方もいます。これらの恩恵は、都市住民を含め国民全体が受け取っています。町としては、環境・技術分野において貢献が期待され、SDGs への理解が深まり、農村の持続的な発展につながる取組が進むきっかけとして検討いきます。

【指標】遊休農地の割合

現状値 令和1年度	目標値 令和6年度
1.9%	1.9%

【指標】多面的機能支払交付金活動組織化

現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
1,090ha	1,095ha

3. 目標達成に向けての関係機関との連携強化

(1) 関係機関の支援体制の整備促進

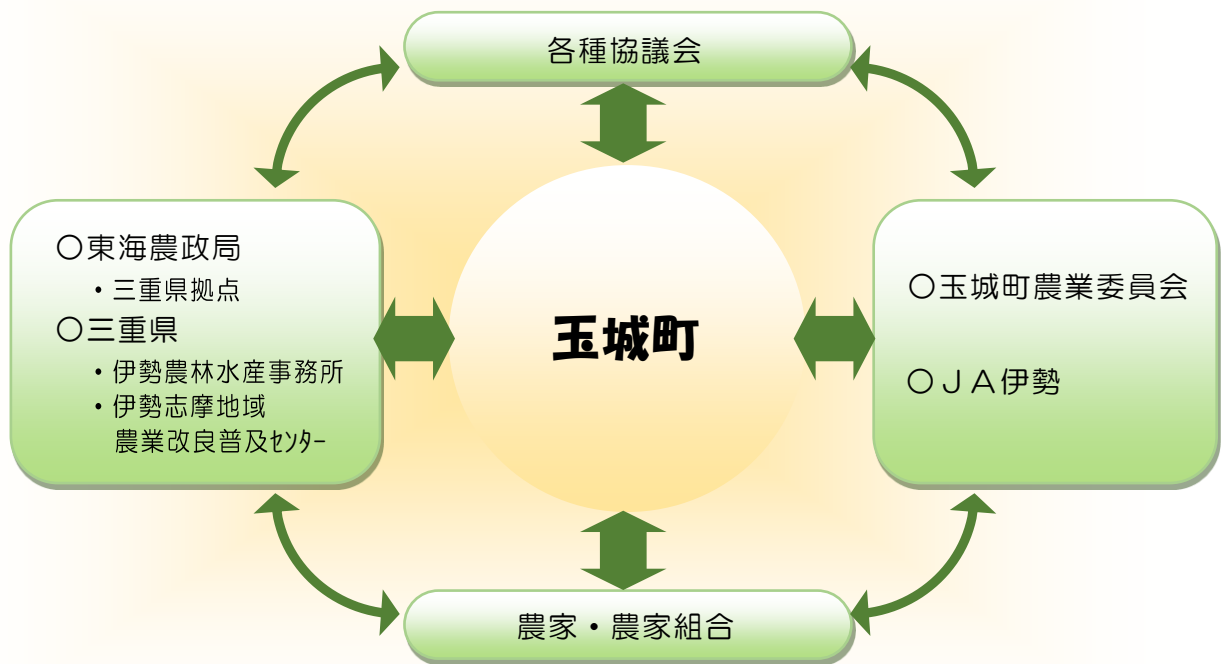
○ 近年の食料農業農村を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、豊かで活力に満ちた食料農業農村を築くため、関係機関の自主的な取り組みのもとに、各機関の体質強化を促進します。

○ 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田を活用した作物の産地づくりを推進するなど、関係機関と連携を図りながら、協力・支援を行います。

(2) 協議会ごとの取り組み

○ 玉城町農業振興地域整備促進協議会は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、玉城町農業振興地域整備計画の策定支援及び、農業振興の基盤となるべき農用地の確保等その計画の促進について協議・検討を行います。

○ 玉城町農業再生協議会は、農業経営の安定と生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、米の需給調整の推進、農地の利用集積、遊休農地の再生利用、担い手の育成・確保等に資するよう協議・検討を行います。



第5章 計画の進行管理

本計画の推進にあたり、毎年度ごとに各指標の実績値を把握することにより、進捗を管理し、その結果から課題を抽出し、検討することで適切な対策を行っていくこととします。

また、定量的な指標を設けていない施策については、定性的な進捗状況の把握を行うとともに、必要に応じて対策を検討します。

第1次玉城町食料農業農村基本計画

【発行】 2021年 3月 玉城町役場 産業振興課